

国土計画や都市圏構想の変遷

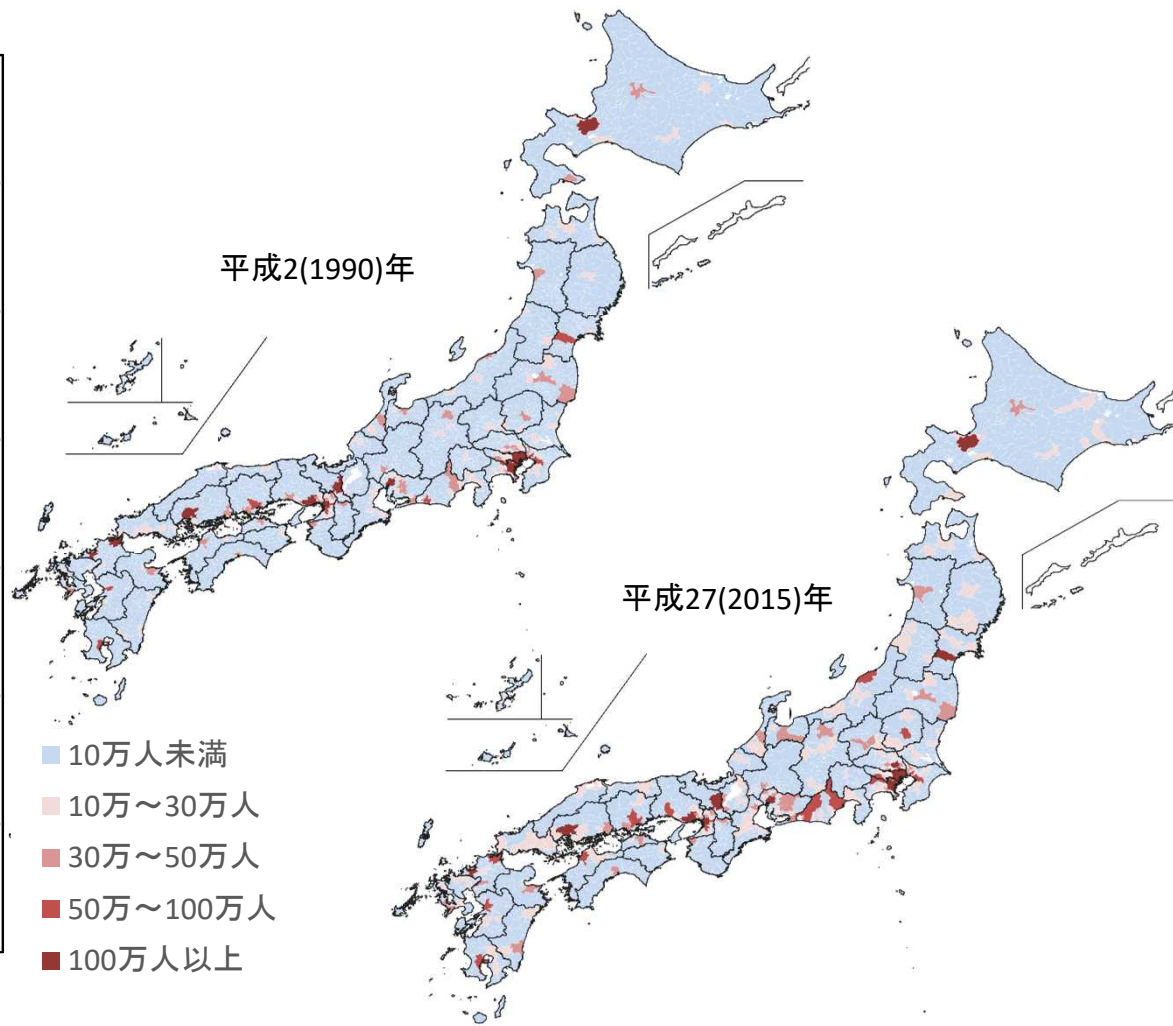
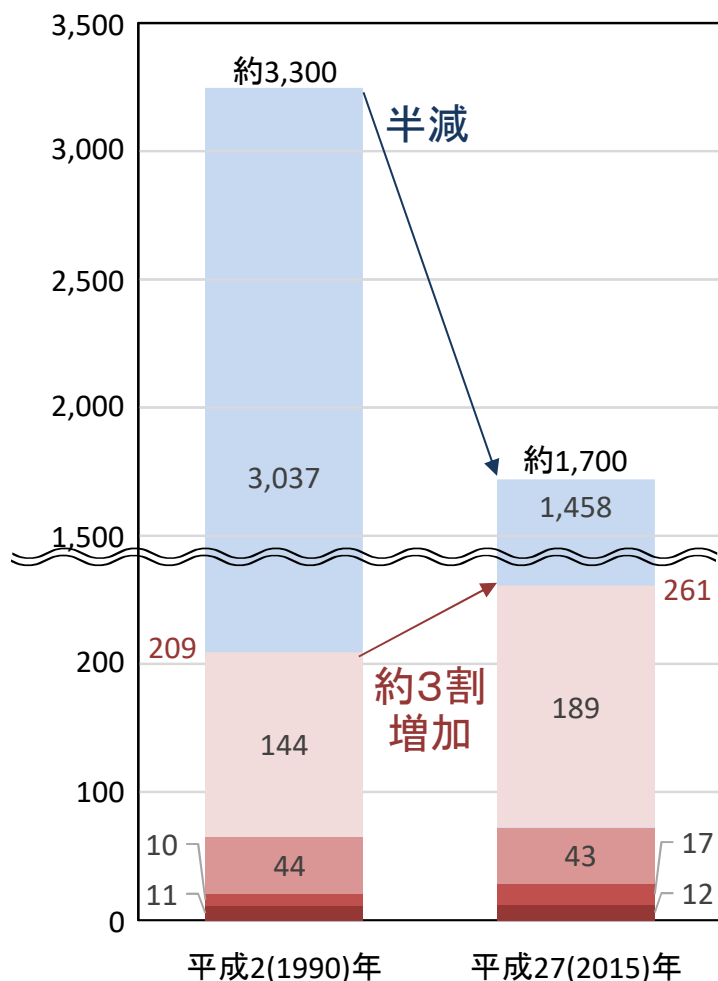
都市の変化

○平成2年に約3,300あった市町村は、市町村の合併の特例に関する法律により、平成27年には約1,700まで半減。

○市町村合併に伴い、地方部を中心に10万人以上の都市が約3割増加。(約50都市)

■各年度の国勢調査時点の市町村数

■各年度の国勢調査時点の各市町村の人口規模



※市区町村区域のGISデータ生成ツール(<http://www.tkirimura.com/mmm/>)の市区町村区域ポリゴンデータ および 各年度の国勢調査の人口 を用いて作成

(2)国土計画や都市圏構想の変遷

- 開発を基調とした全国総合開発計画から、国土の利用・整備・保全を推進する国土形成計画へと改正。
- 国土形成計画では、「国主導から二層の計画体系」(全国計画＋広域地方計画)に変更。
- 東京一極集中の是正は、これまでの国土計画においても中心的課題として掲げられており、新たな国土形成計画では、拠点を形成しネットワークでつなぐ「コンパクト＋ネットワーク」の国土づくりを推進。
- 圏域・都市の設定の観点からは、東京圏への人口流出抑止が期待される「中枢・中核都市」等を設定。

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発 計画(新全総)	第三次全国総合 開発計画(三全総)	第四次全国総合 開発計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	新たな国土形成 計画(全国計画) ^{※1}
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日	平成20年7月4日	平成27年8月14日
背景	1.高度成長経済への移行 2.過大都市問題、所得格差の拡大 3.所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1.高度成長経済 2.人口、産業の大都市集中 3.情報化、国際化、技術革新の進展	1.安定成長経済 2.人口、産業の地方分散の兆し 3.国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1.人口、諸機能の東京一極集中 2.産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3.本格的国際化の進展	1.地球時代 (地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2.人口減少・高齢化時代 3.高度情報化時代	1.経済社会情勢の大転換 (人口減少・高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達) 2.国民の価値観の変化・多様化 3.国土をめぐる状況(一極一軸型国土構造等)	1.国土を取り巻く時代の潮流と課題 2.国民の価値観の変化 3.国土空間の変化
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から概ね10年間	概ね平成12年(2000年)	平成22年から27年(2010-2015年)	平成20年から概ね10年間	平成27年から概ね10年間
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり	多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築、美しく、暮らしやすい国土の形成	対流促進型国土の形成
開発方式等	拠点開発構想	大規模プロジェクト構想	定住構想	交流ネットワーク構想	参加と連携 一多様な主体の参加と地域連携による国土づくり	(5つの戦略的目標) 1.東アジアとの交流・連携 2.持続可能な地域の形成 3.災害に強いしなやかな国土の形成 4.美しい国土の管理と継承 5.「新たな公」を基軸とする地域づくり	重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」

関連する圏域・都市の設定	1990(平成2)年～ 地方生活圈 (旧建設省計画局)	2005(平成17)年 二層の広域圏 (国土交通省 ^{※2})
	2008(平成20)年～ 定住自立圏構想 (総務省)	2014(平成26)年～ 連携中枢都市圏 (総務省)

※1「国土のグランドデザイン2050」(2014(平成26).7策定)等を踏まえて策定 ※2総合政策局、国土計画局、都市・地域整備局、道路局、港湾局、航空局、北海道局、政策統括官付政策調整官室

(3)国土のグランドデザイン2050 (30万人都市圏の減少)

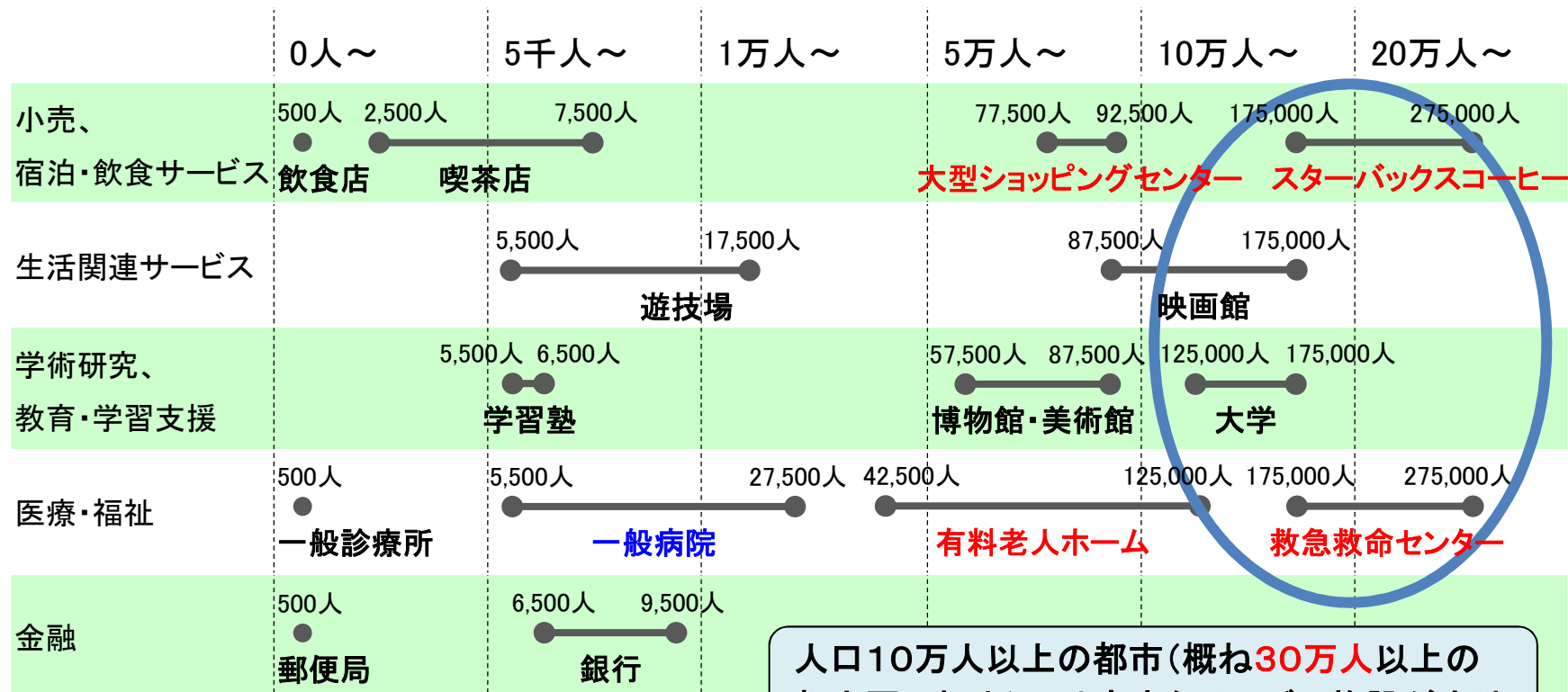
※2014(平成26)年策定

○国土のグランドデザイン2050では、2050年までに、高度なサービス施設が立地する30万人以上の都市圏が61から43へ激減すると予想されている。

【サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模(三大都市圏を除く)】

30万人以上の都市圏(三大都市圏を除く)は
2010年(平成22年)・・・61
↓
2050年(平成62年)・・・43へ激減

地方のサービス業の雇用が消失
するおそれ
(地方の第3次産業の就業比率は65%)



人口10万人以上の都市(概ね30万人以上の都市圏に相当)には高度なサービス施設が立地

出典)国土交通省国土政策局作成資料を基に作成

(4)新たな国土形成計画(全国計画)

※計画期間:2015年~2025年

- 新たな国土形成計画では、対流促進型国土の形成を図るため、重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の国土づくりを推進し、対流を起こすことによって、東京一極集中の是正を目指している。
- また、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むゲートウェイ機能の強化や日本海・太平洋2面型活用型国土の形成を目指している。

国土の基本構想「対流促進型国土」

- 対流とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- 「対流」それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出
- 地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

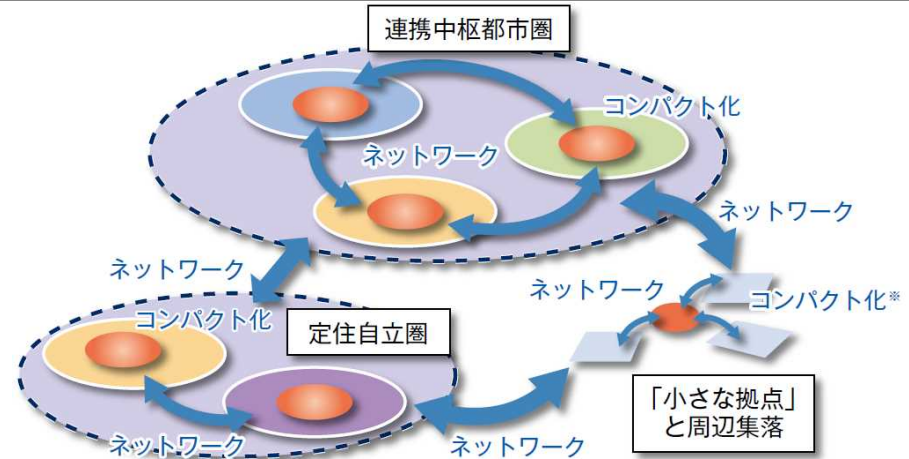
重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

- 生活に必要な各種機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結ぶ
 - ▶ 必要な機能や圏域人口を維持
 - 様々な「コンパクト+ネットワーク」の国土全体への重層的かつ強靱な広がり
 - ▶ 災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現
- ⇒ 各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展

東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- 東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- 魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

都市と農山漁村の相互貢献による共生



※集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない

日本海・太平洋2面活用型国土の形成



(5)都市圏構想の変遷① (地方生活圏の概要)

※1990(平成2)年～

- 新全国総合開発計画(新全総)で提案された広域生活圏の形成を図るための構想。
- 一定規模の都市を中心に、都市と周辺の農山漁村が一体になるよう設定された圏域。(179圏域)

地方生活圏の概要・位置づけ

概要	大都市地域及び沖縄県を除く全国において、都市と周辺の農山漁村が一体になるよう設定した生活圏域
法令等による位置づけ	建設省が1969(昭和44)年度以降策定した「地方生活圏整備計画」及び平成2年度以降策定した「新地方生活圏整備計画」

地方生活圏の標準的な圏域構成

	地方生活圏	2次生活圏	1次生活圏	基礎集落圏
圏域範囲	半径20~30km	半径6~10km	半径4~6km	半径1~2km
時間距離	バス1~1.5時間	バス1時間以内	自転車30分 バス15分	老人・幼児の徒歩 限界(15~30分)
中心都市及び中心部人口	15万人以上	1万人以上	5千人以上	1千人以上
中心部の施設	総合病院、各種学校、中央市場などの広域利用施設	高度の買い物ができる商店街、専門医を持つ病院、高等学校等の地方生活圏中心都市の広域利用施設に準じた施設	役場、診療所、集会場、小中学校等基礎的な公共公益的施設	児童保育、老人福祉等の福祉施設

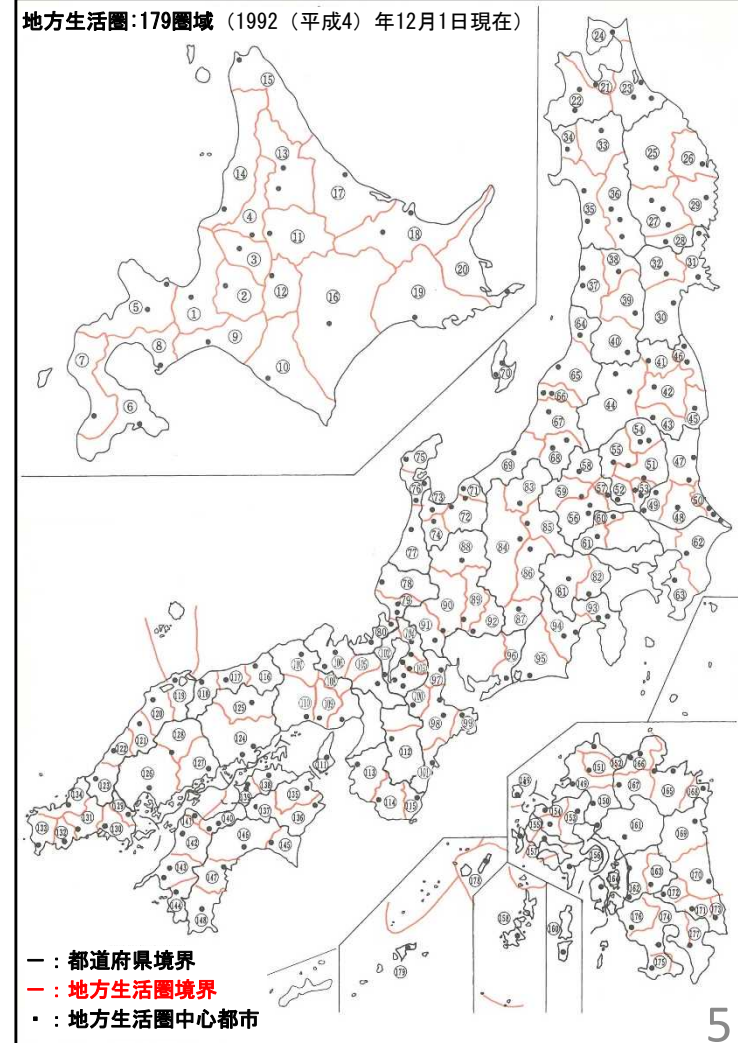
地方生活圏の沿革・経緯

- ・ 1969(昭和44)年6月 都道府県建設省所管施設整備基本計画の作成について(建設事務次官通知)
- ・ 1969(昭和44)年6月 地方生活圏の設定について(建設省計画局長通知)
- ・ 1979(昭和54)年11月 定住基礎総合整備計画の策定について(建設省計画局長通知)
- ・ 1979(昭和54)年11月 地方生活圏の区域変更について(建設省計画局長通知)
- ・ 1990(平成2)年12月 新地方生活計画の推定について(5局長連名通知)

※「地方生活圏要覧 平成5年版」(財)地域開発研究所 をもとに作成

地方生活圏設定図

地方生活圏:179圏域 (1992(平成4)年12月1日現在)



(5)都市圏構想の変遷② (二層の広域圏の概要)

※2005(平成17)年

- 複数の都道府県からなる“地域ブロック”、複数市町村からなる“生活圏域”で構成。
- 都道府県を越えた、欧州の中規模一國に匹敵する『地域ブロック』とし、交通1時間圏・人口30万人前後のエリアを『生活圏域』として、新しい国のかたち“二層の広域圏”を提案。

“二層の広域圏”の概念

社会情勢

人口減少
少子・高齢化

アジア諸国の経済的台頭

ASEANを中心としたFTAの進展 | 欧州、北米での経済ブロック化

地球規模での
環境問題

財政の厳しい
制約

新たな国土

二層の広域圏

地域ブロック

地域が独自性のある国際交流等を行い、特色ある圏域形成による発展を図っていく観点からの**複数都道府県から構成**

生活圏域

人口減少下にあっても、生活関連サービスの維持や地域社会の活力を保っていく観点からの**複数市町村から構成**

・経済面をはじめわが国の活力を維持しつつ、国際競争力と魅力のある豊かで美しく快適な社会を構築
⇔ “二層の広域圏”による新たな国土作り

“二層の広域圏”による新たな国土づくり

①競争力とアイデンティティを有する“二層の広域圏”で日本の新しい流れを作る

それぞれの地域の潜在力を最大限に発揮し、地域の多様な地域特性を活かし、国際的な競争力と魅力を高めることが必要であり、既存の行政区域を超えた広域レベルでの戦略的な対応が重要

②600～1,000万人の規模を1つの目安とする『地域ブロック』の形成

欧州の中規模一國に匹敵する600～1,000万人以上の人口規模とすることが1つの目安となり、海外からみた地域のアイデンティティを明確にすることができ、地域グローバルゲートの成立に求められる集客人口などが確保でき、多様な人材の育成、重層的で多彩な地域社会の形成、マネーフローのダイナミズムも実現が期待

③交通1時間圏・人口30万人前後を『生活圏域』の形成

人口減少下にあっても、日常的に必要な都市的サービスが適切かつ効率的に享受でき、地域の振興を通じ安定的な雇用の場も確保され、誇りを持って住み続けることができる生活環境を確保していくことが重要

④『生活圏域の形成に困難を伴う地域』での特性を活かした地域作り

『一定のまとまりのある生活圏域の形成に困難を伴う地域』については、地域の実情を踏まえ、地域資源・自然資源などの地域特性を活かした地域づくりが重要

⑤モビリティが鍵となる『二層の広域圏』の形成

『地域ブロック』間については、高速性、多頻度などの高いサービス水準、災害時などの代替性を確保する必要がある、『地域ブロック』内については、ブロック内の拠点間の有機的な結びつき、日帰り圏の拡大、生活圏内については、きめ細かなモビリティを確保することなどが重要

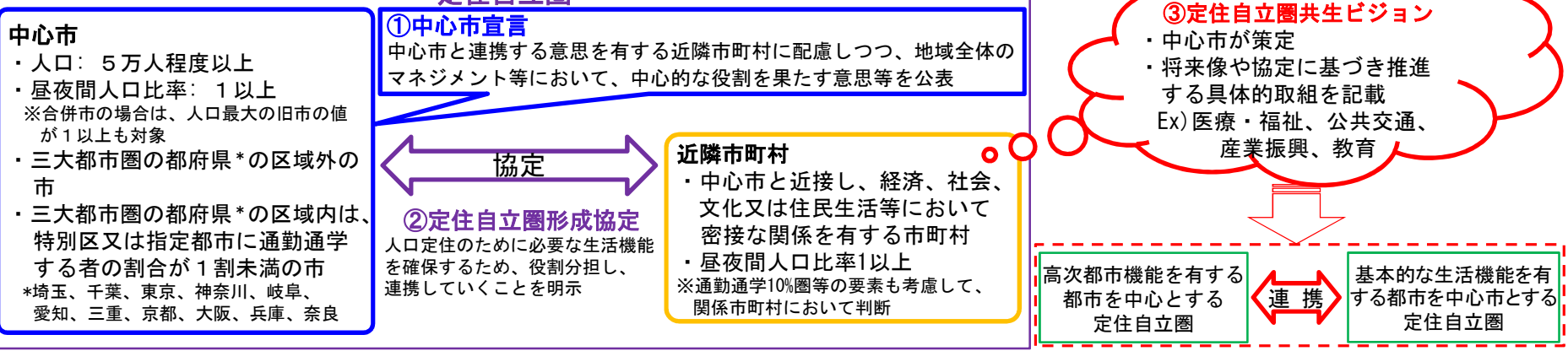
※「二層の広域圏に資する総合的な交通体系に関する検討委員会」中間報告資料をもとに作成

(5)都市圏構想の変遷④ (定住自立圏の概要)

※2008(平成20)年～

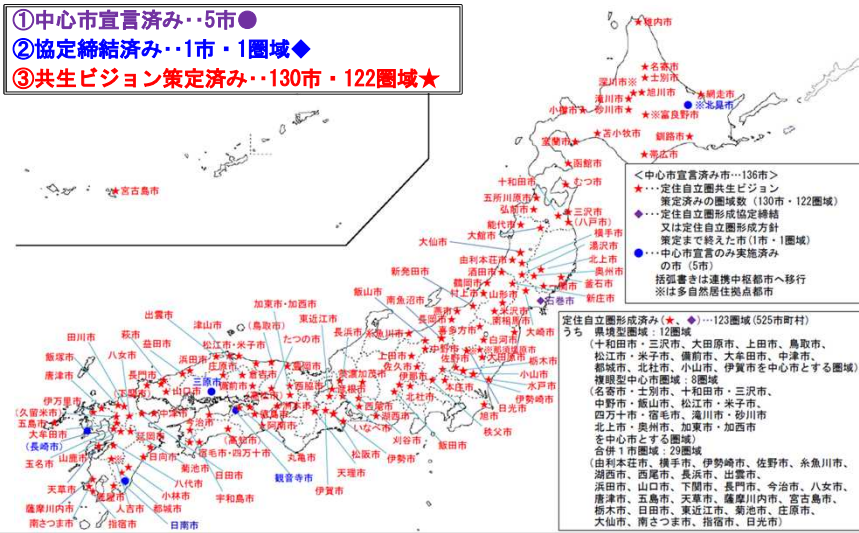
- 中心市と近隣市町村により構成される“定住自立圏”は政策ビジョンに基づき、他圏域連携を図り新たな拠点を形成。
- 定住自立圏は123圏域あり、交通インフラ整備を含む多分野にわたる政策を実施。

■定住自立圏の概要



■定住自立圏構想の現況

◆定住自立圏構想の取組状況 (2019(平成31)年4月1日現在)



◆政策別の取組状況

市町村間の役割分担による生活機能の強化		市町村の結びつきやネットワークの強化	
医療	医師派遣、適正受診の啓発、休日夜間診療所の運営等	地域公共交通	地域公共交通のネットワーク化、バス路線の維持等
118圏域		119圏域	
福祉	介護、高齢者福祉、子育て、障がい者等の支援	ICTインフラ整備・利活用	メール配信による圏域情報の共有等
101圏域		48圏域	
教育	図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ交流、公共施設相互利用等	交通インフラ整備	生活道路の整備等
102圏域		81圏域	
産業振興	広域観光ルートの設定、農産物のブランド化、企業誘致等	地産地消	学校給食への地元特産物の活用、直売所の整備等
118圏域		49圏域	
環境	低炭素社会形成促進、バイオマスの利活用等	交流移住	共同空き家バンク、圏域内イベント情報の共有と参加促進等
60圏域		97圏域	
圏域マネジメント能力の強化			
合同研修・人事交流	合同研修の開催や職員的人事交流等	合同研修・人事交流	医療、観光、ICT等の専門家を活用
105圏域		41圏域	

※総務省「全国の定住自立圏構想の取組状況について」をもとに作成

(5)都市圏構想の変遷③ (連携中枢都市圏の概要)

※2014(平成26)年～

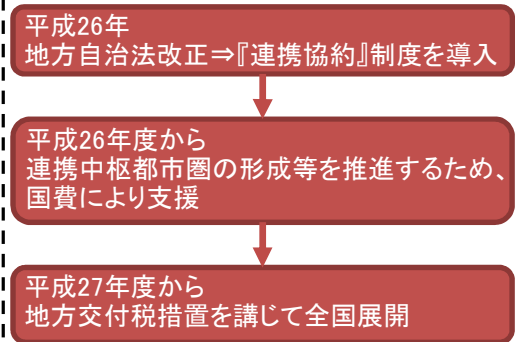
○ 連携中枢都市圏は、圏域において市町村が連携し、コンパクト化、ネットワーク化により人口減少・少子高齢化においても一定の人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である。

連携中枢都市圏の意義・将来性

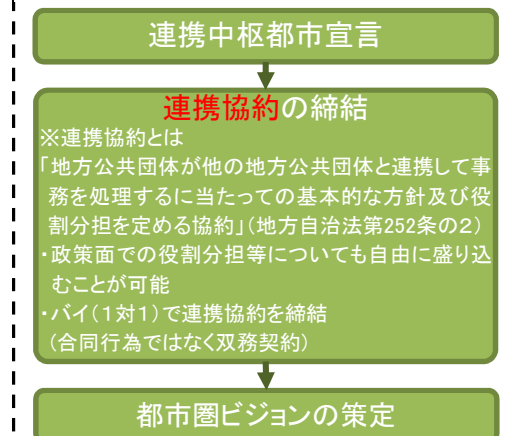
意義	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成
将来性	①圏域全体の経済成長を牽引 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等 ②高次の都市機能を集積・強化 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等 ③圏域全体の生活関連機能サービスの向上 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏の形成フロー

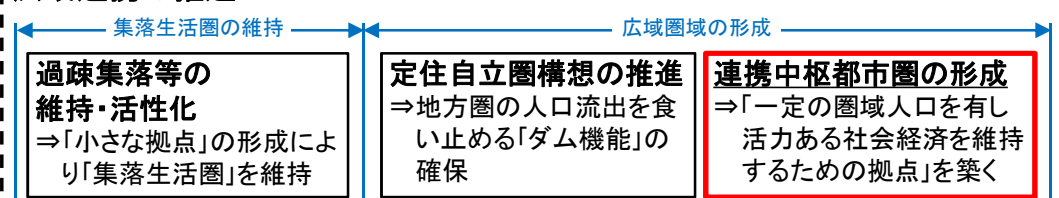
関連法の整備や取組の変遷



連携中枢都市圏形成のための手続き

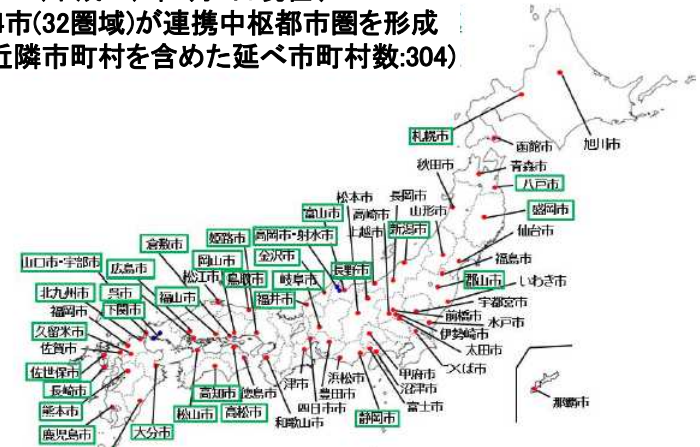


広域連携の推進



連携中枢都市圏の現状

2019(平成31)年4月1日現在、
34市(32圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



◆連携中枢都市圏の定義

地方圏において、昼夜間人口比率概ね1以上の指定都市中核市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれている場合にはこれに該当する

連携中枢都市圏構想(総務省ホームページ)(連携中枢都市圏の取組の推進)
第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料(連携中枢都市圏構想の推進)

をもとに作成

(5)都市圏構想の変遷⑥ (中枢中核都市の概要)

※2018(平成30)年～

- 政令指定都市、県庁所在地、中核市や旧特例市などから「中枢中核都市」を82市選定。
- 東京圏への人口流出を抑止する機能の発揮が期待される中枢中核都市に対して支援策を実施。

■概要

- ・ 「「地域魅力創造有識者会議」報告書」
(2018(平成30)年12月18日地域魅力創造有識者会議)のとりまとめを受けた「中枢中核都市」の範囲及び支援施策を公表

■中枢中核都市の範囲

- ・ 東京圏への転出超過数が多い地方公共団体に、人口流出を抑止する機能を発揮することが期待
- ・ 東京圏*1以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市、県庁所在市又は連携中枢都市に該当する市*2

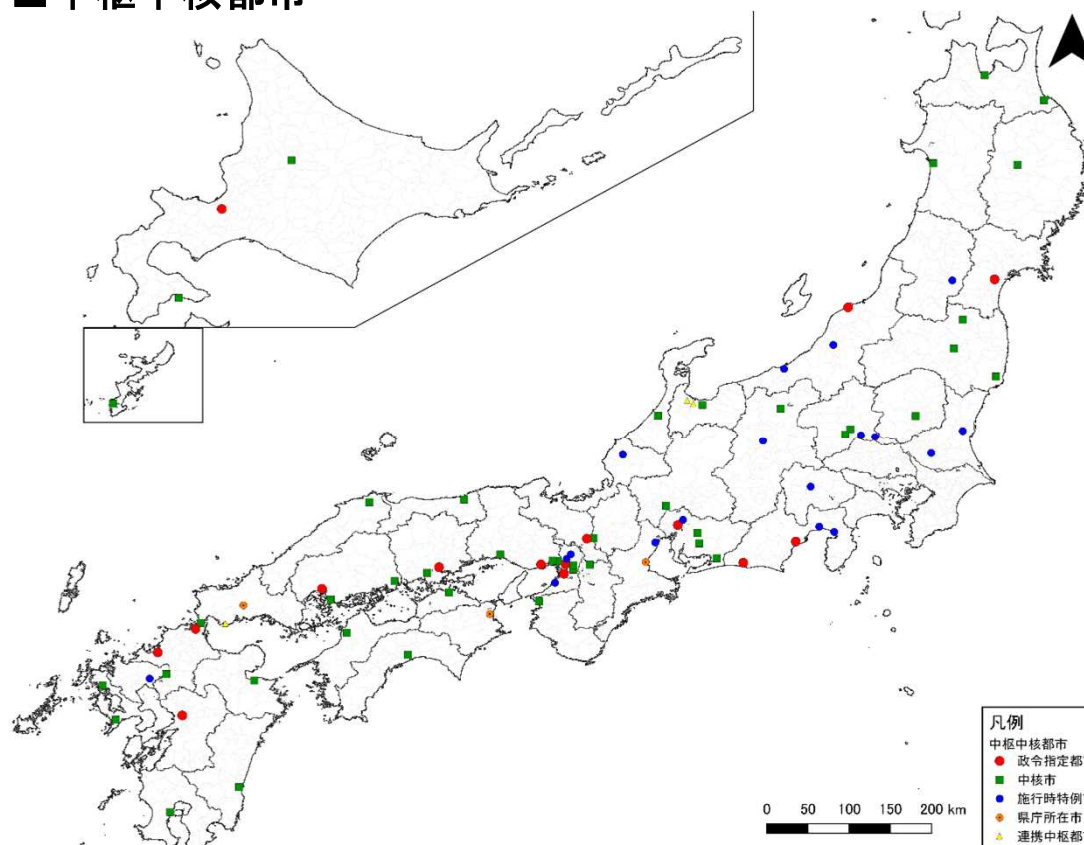
*1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

*2 原則として昼夜人口比率が概ね1.0未満の都市を除く

■支援策

- (1) 省庁横断支援チームによるハズレ支援
課題(政策テーマ)に応じて、政府の省庁横断的なチームによるハズレ支援を実施
- (2) 地方創生推進交付金による支援
地方創生推進交付金の交付上限額及び申請上限件数について、中枢中核都市向けの上限新設を検討
- (3) その他中枢中核都市の機能強化を図るための支援施策
関係各府省庁において所管する支援施策等については、情報を取りまとめ、おって提供

■中枢中核都市



※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局「中枢中核都市について」(事務連絡、2018(平成30)年12月18日)
「「地域魅力創造有識者会議」報告書(案)概要」、第7回 地域魅力創造有識者会議(2018(平成30)年12月6日)

をもとに作成